

令和2年度第2回 静岡市障害者自立支援協議会会議録

- 第1 日 時 令和2年8月24日(月) 午後2時～午後4時
- 第2 場 所 静岡市役所 静岡庁舎 本館3階 第1委員会室
- 第3 出席者
(委員) 渡邊英勝委員(会長)、劉瑛哲委員(副会長)、飯塚友紀委員、川島絵里子委員、遠藤智一委員、浅野一恵委員、小久江寛委員、池田隆寿委員、岡庭隆門委員、本杉和美委員、市川靖剛委員、高橋良多委員、勝又貴美委員
(事務局) 戸塚障害福祉企画課長、瀧障害福祉企画課長補佐、宇佐美障害福祉企画課企画管理係長、安倍障害福祉企画課主任主事、都田障害福祉企画課主任主事、望月障害者支援推進課長、加納障害者支援推進課参事兼課長補佐、中里障害者支援推進課副主幹、石川障害者支援推進課主事、竹田地域リハビリテーション推進センター所長、松田精神保健福祉課長、吉引精神保健福祉課参事兼課長補佐、前林精神保健福祉課企画係長、山田精神保健福祉課主査、荒田こころの健康センター事務長、吉永葵福祉事務所障害者支援課長、蝦名駿河福祉事務所障害者支援課長、萩原清水福祉事務所障害者支援課長、
(相談支援事業所) 静岡市障害者相談支援推進センター、障害者生活支援センター城東、サポートセンターコンパス北斗、静岡市支援センターなごやか、アグネス静岡、ひまわり事業団ピアサポート、静岡医療福祉センター児童部地域支援・相談室「やさしい街に」、静岡市支援センターみらい、清水障害者サポートセンターそら、障害者相談支援センターわだつみ、はーとぼる、百花園宮前ロッヂ
- 第4 欠席者 (委員) 中村章次委員、北島啓詞委員
(事務局) 増田保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長、羽根田保健衛生医療部長
- 第5 傍聴者 一般傍聴者 1名
報道機関 0社
- 第6 次 第 1 開 会
2 議 題
次期「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」(障がい福祉計画、障がい児福祉計画部分) 策定について
①骨子案について
②基本目標の考え方について

③成果目標の考え方について

④障害福祉サービス等の利用者数及びサービス量の見込みの考え方について

3 その他

4 閉 会

第7 会議内容

次第1 開 会

次第2 議 題

次期「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」(障がい福祉計画、障がい児福祉計画部分)

策定について

①骨子案について(資料1)

【事務局 障害福祉企画課 宇佐美係長から説明】

(渡邊会長) ただいまの説明について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(池田委員) 成果目標についてという点で、要望が一点、検討していただきたいことが一点ございます。資料1：補足資料②の(法定サービス掲載様式案)の活動指標①～③については従来どおりで、中段から下段にかけて変更となっているように拝見しています。ご説明にもありましたが、中段以降については、基本目標に対する具体的な数値を入れて成果指標の掲載を希望したいというのが一点です。そうすることで、各サービスの目的・目標が明確にされると思います。こちらについては、A3の資料3を拝見しますと国の基準にも掲載があるようです。

二点目は検討していただきたい点についてです。資料3の成果目標については、静岡市が独自に設定されている項目もあるようです。可能であれば、就労継続支援A型については平均賃金、就労継続支援B型については、平均工賃の掲載の検討をお願いできないでしょうか。就労継続支援B型の工賃においては施策体系の小分野目標の中に工賃向上支援というものが明確に明記されているわけですから、国の目標・県の平均・市の平均に対して、それぞれが自社の事業所ごとの目標が達成できているかどうか、というのは事業所にとっては大変重要なデータになります。平均賃金が高いからいい、平均工賃が達成されているからいい、という面からだけではなく障がいを持った方一人一人の特性に合ったサービス事業を探す・見つける、といったプロセスの段階で、先ほどの報告の中にアンケート結果に基づいてサービスのマッチングを行うということも検討課題にございました。利用される・希望される方の選択肢を探していくということでは非常に有効な情報になると考えていますので、ぜひ検討していただきたいという点になります。以上、2点について、現段階でもいいのでお返事をいただければと思いますけれども、ご回答いただけますでしょうか。

(加納参事兼課長補佐) 今承りましたご意見なのですけれども、確かに第1回の自立支援協議

会の方でも池田委員の方からそのようなご意見をいただいております。この辺りも検討していきたいと思います。現時点でははっきりお答えしかねるものですから、前向きに検討していきたいと思います。

(池田委員) 分かりました。

(渡邊会長) ありがとうございます。ほかにご意見・質問等がございましたらお伺いいたします。

(小久江委員) このまちづくり計画の中の関係課というのはどういう基準で調整しているのかということと、数値目標について各部会との関係性はどのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

(渡邊会長) ご回答をお願いいたします。

(宇佐美係長) まず、関係課との調整ですが、関係する政策についてはこちらの方で中身等の確認をするなどをして必要に応じて担当する課とお話をしております。今後の計画に載せるお話になりますが、今、事業を掲載している課、今後掲載される可能性のある課もあると思うものですから、全庁の課内に障害福祉に関わる事業があるかないかという照会を掛けまして事業の把握をして、どういう形で載せるかということについては、担当課と話をしながら進めていくということになります。

(瀧係長補佐) 続きまして、部会との関係でご質問をいただいたところでございます。今回こういった個々の様々な課題につきましては、次回の自立支援協議会の中でご報告したいと思います。その中で今後部会に下ろしていく方がよいということになれば、自立支援協議会の中で検討していくという形になると思います。よろしくお伺いいたします。

(小久江委員) 最初にお答えいただいた関係課との調整のところ、44ページの下から3行目のところに文字情報サインの設置ということが書いてあるのですが、読書バリアフリー法や差別解消法の改正の中で説明の部分が大事ということをしかりと盛り込むということが入っているので、その辺の調整をしかりしていただきたいと思っております。次の部会との関連で言いますと、やはり私はどちらかというと地域生活支援部会に入っているのですが、地域生活支援部会だと部会で話し合ったことがどう反映されているのだろうという疑問がすごく出ていたものですから、その部分が少しわかるような内容にさせていただけるとありがたいです。

(渡邊会長) それでは、いただいたご意見を踏まえて事務局にて骨子案についての検討を進めていくということでよろしいでしょうか。

(異議なしと声あり)

(渡邊会長) 今後はこの骨子案に具体的な施策や事業が肉付けされて、計画の素案ができるという流れになります。素案については第3回協議会で挙げていただく形になるかと思っておりますので、事務局の方で準備をお願いします。

②基本目標の考え方について（資料2）

【事務局 障害福祉企画課 宇佐美係長から説明】

(渡邊会長) ただいまの説明について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。では、私の方から指名をさせていただきたいと思います。アクセシビリティの部分で小久江委員いかがでしょうか。

(小久江委員) どちらかと言うとアクセシビリティというと交通とか物理的な面が例にしやすいのですが、利用しなさいというところで、総合的に考えていくという視点を入れていただきたいと思います。要は、これだけではなくて制度など、あとはソフト面の利便性に繋がる部分も入れていただきたいと思いますというところです。

(渡邊会長) ありがとうございます。基本目標3の地域生活支援の機関の連携というところがございしますが、勝又委員いかがでしょうか。

(勝又委員) やはり支えきれない、ということが私たちも感じていることでして、特に高齢の分野と障がいの分野が分かれたら、ますます連携が進まないと思うので、ここにはっきり書かれたのはすごく良かったなと思います。

(渡邊会長) それでは、いただいたご意見を踏まえて事務局にて検討を行っていくということによろしいでしょうか。

(異議なしと声あり)

(渡邊会長) それでは、事務局の方で検討をお願いします。

③成果目標の考え方について(資料3)

【前半：成果目標1～4について 事務局 障害福祉企画課 安倍主任主事から説明】

(渡邊会長) ただいまの説明について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(市川委員) 福祉施設からの一般就労への移行等というところで質問させていただこうと思っています。就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数については計画上達成されたということになってはいますが、実際今期の表のところは国の指針は179名で市の設定が108名と非常に少なくなっています。もし、179名をを目標としていたら、1.27倍という大体27名増えるということで、大分少ない数字になってしまっており、そうした中で150人というのを目標とするのは自然増として達成できてしまうのではないかと思います。目標値を上げるというお考えはないのかというのを市の方にお伺いしたいと思います。

(中里副主幹) この目標値については、新型コロナウイルスの影響がありますけれども、先般事業所に実態把握のためのアンケート調査を実施しております。アンケート結果から、就労移行支援事業所を利用した方が内定取り消しとか、働いている方が解雇されるというような実態を把握しております。そういった現状を踏まえまして、今後新型コロナが終息するのか、それは今誰にも分らないのです。ここで高い目標を掲げることも重要だとは思いますが、先行きが不透明な中で、市独自に基準を立てるよりも国の基準通りとしております。またご意見等があれば伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

(池田委員) 後者の方で市へのご意見ということになります。この数値の目安になるというのは3月までなのではないでしょうか。就労移行の年度届というのは就労移行の一般就労

者のカウント、いわゆる行政への届け出というのは就職させて6か月経過した人ということのカウントになると思います。その観点でいきますと、少なくとも就労移行支援事業所というのは9月の末まで、最終10月1日入社の人は何人いて、3月31日までの6か月をどれだけクリアしているかということになると思います。私たちは調査の資料を出していますけれども、9月末の昨年対比でどれだけ就職しているのだろうかということについて、少なくとも就労移行で今年は8割近くが定員の30%以上をクリアしているというデータがこちらの資料に載っていましたので、最新の情報を得てコロナの影響がどれほどあるのかということを経営者に確認していただくとありがたいです。それと、事業所はコロナの影響を踏まえた情報を持っているかと思しますので、もし可能であれば軒並みに、私は1.24だとか1.3に上げていくことよりも実情に合わせた高い目標にした方がいいのは確かなので、現実的な目標値にさせていただければというふうに考えています。以上です。

(渡邊会長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

(市川委員) すみません、もう1点お聞きしたいのですが、就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数の目標値は108人と記載されていますが、こちらはコロナの影響を踏まえての目標になっているのでしょうか。もし、コロナの影響を踏まえてということでしたら、コロナの影響というのは正確にはわからないので、コロナは抜きにして目標設定するのが妥当だと思います。結果的に、コロナの影響で就職人数が減ってしまったならばそれを理由として実績にすればいいので、最初からコロナの影響を入れるのはおかしいと思います。

(渡邊会長) ご意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。就労関係繋がりが高橋委員をお願いします。

(高橋委員) 先ほどの関係については、市川委員・池田委員からも色々なご意見がございましたけれども、ハローワークの方でも福祉施設から一般就労への移行の方だけではないものですから、一概には言えないのですけれども、一応ハローワーク静岡の方で色々な通知は出しているのですが、確かに令和元年度は平成30年度と比べますと、新規の求職申し込みの件数や就職の件数もコロナの影響もあつてか、減っているところではあります。ただ、対策として前回の自立支援協議会でも報告させていただきましたが、就労支援部会からご依頼がありました障がい者を採用されている市内の事業所に関して、障がい者雇用の推進と継続に関するお願いの文書を7月中に送付をさせていただいているところでもあります。今後この話に関してはハローワークが協力させていただけるところではないかと思しますので、また関係するご依頼等ございましたらおっしゃっていただけたらと思います。

(渡邊会長) ありがとうございます。精神関係のこともありますので岡庭委員いかがでしょうか。

(岡庭委員) 成果目標2のところ、精神科病床における1年以上長期入院者数の目標が達成困難となっているのは非常に残念なところではあります。一年以内の退院の方というのは、静岡市内は比較的早く退院できる方が多く、それでも残っている人たちというのはやはり一筋縄ではいかなくて、地域包括ケアや精神が対応してい

ますし、目標の中でも連携というキーワードが出ていましたが、もともと部会でもその話をしていたので、いい意味で課題が明確化して次に残っていくというのはきちんと対応できているのではないかなというところだと思います。それと、今までは出すという発想でしたが、出た後にきちんと入院しなくて、再発もしなくて済むようにと部会の中でも検討しているところだと思います。

(渡邊会長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

(遠藤委員) 質問がいくつかありまして、一つは入所施設の所で、資料3、3ページ(2)の算出根拠と赤い字のところ、今後新設される日中サービス支援型GH等は、主に入所待機者の解消に活用するため、新規基盤整備による地域移行者は0人とする、とあるのですが、入所の方たち・待機の方たちの解消に活用するということは、ある意味小規模の入所施設というふうに考えて相談支援としては入所の方たちにお話をしているっていいのか、その辺が実際にグループホームを運営されることによって目的が違うという部分があると思うので、市の方で、このグループホームはそういう方向で使うところであるというご指導があるのかということをお聞きしたいです。それから、資料3、2ページの一番下の方ですけれども、相談支援体制の充実・強化等、というところの、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保、というところで確保というところが目標になっていて、表現について確認中というところは実際にどのような充実・強化について、どのような形で確保するという内容を表現したいのかという内容を少し教えていただきたいと思います。以上です。

(渡邊会長) 2点についてご回答いただけますでしょうか。

(中里副主幹) 日中サービス支援型グループホームの活用ですが、この議論になるときに、市内に既存のグループホームが2か所ございますけれども、障がいの程度の重たい方が受け入れられないのではないかという意見が聞かれます。実際に事業者に対してヒアリングをすると、1事業者は確かにそういうことがあるとのことで、ご指摘を踏まえて今後改善していきたい、というような話があります。それが既存の事業者についてでした。現在、まだ事業所の指定を受けていない事業者から多くの相談を受けています。中には、利益追求型の全国展開の事業者もありますけれども、一方で例えば強度行動障がいの方も受け入れるためのグループホームを作りたいとか、重症心身障がい者の方、特に医療的ケアの必要な方を受け入れることができる施設がないため作りたいという相談も受けています。今、入所施設を利用されている方がグループホームに移行するというのはあまり現実的ではないと思います。今後、例えば親亡き後に向けてグループホームの利用を考えている方が入所施設で並んで待っているよりも、こちらの日中サービス支援型のグループホームをご案内していった方が現実的ではないかと考えております。以上です。

(瀧課長補佐) 二つ目の質問につきましてご説明していきたいと思います。今回は成果目標1～4についてご意見をいただく部分ですので、遠藤委員からご質問いただいた成果目標6については、この後の部分でご説明させていただきたいと思います。

(遠藤委員) ありがとうございます。グループホームの方は事業所のサービス内容をよく

吟味してこちらの方でも判断していくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

(渡邊会長) それではいただいたご意見を踏まえまして、事務局で検討を行っていくということをお願いさせていただきたいと思います。続いて、後半部分について事務局より説明をお願いします。

【後半：成果目標5～7について 事務局 障害福祉企画課 安倍主任主事から説明】

(渡邊会長) ただいまの説明について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(浅野委員) 先ほどのご説明にありましたように、2ページの4に医療的ケア児に関するコーディネーターの設置についてご質問させていただきます。当初は市の裁量で設置するという事になっていたと思います。それに対して医療的ケア児等支援協議会において、どのような役割や、どのような方をお願いをしたらいいのかということと協議して参りました。そこについては協議中であつたと思います。それに対して2名という目標であつたのが、20名もしくは15名とか配置となっておりますが、これは新たに国で基準が変わつたということで、国の基準は何をもってこの20名という数字を出したのかご説明をよろしくお願ひいたします。

(渡邊会長) 回答をお願いいたします。

(安倍主任主事) 20名という実績ですけれども、現在の加算の対象者の人数・実績から算出をしているものになります。

(浅野委員) 加算の対象者の養成研修を受けていればコーディネーターを配置したとみなすというふうに国で指標が決まつたということでしょうか。

(安倍主任主事) 今回、国の基本指針が改訂されまして、その中で新たに医療的ケア児のコーディネーターの配置に関する定義というものが明確に示されていまして、その中では、あくまでも加算の対象者をカウントするというのが示されたところです。ただ、静岡市としてどういった人材を必要とするのかとか、どういった体制を構築していくかという点につきましては、引き続き検討が必要な事項であると考へております。

(浅野委員) (加算の対象者は) 加算を取るために養成講座を受けていらっしゃると思います。受けている実績として、市としては10数人いらっしゃるということだと思つたのですが、養成研修を受けた・修了したイコール配置ではないと思つたのです。静岡市として、何をもちてそれを配置とする数字にするのかを教えてください。

(中里副主幹) ここの目標に掲げている配置数というのは、この加算を取る時に事業者から市へ届け出がございまして、この要医療児者支援体制加算を取るときに医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講修了証を添付して届け出をすることになっているので、その人たちがこの役割をやりますということで書類が出てきます。その人数をカウントしたものがこちらに記載されている部分ですけれども、先ほどから繰り返し申し上げている医療的ケア児等支援協議会で協議されている真の意味で、必要な支援に繋ぐコーディネーターと、ここでのコーディネーターの定義

は異なりますので、ご理解いただけたらと思います。

(浅野委員) 真の方のコーディネーターに関しては、まだ必要性があるということであれば、それに向けての設置を努力してくださるという解釈でよろしいでしょうか。

(瀧課長補佐) 浅野委員がおっしゃったように、医療的ケア児等コーディネーターにつきましては議論をしまいいりまして市としての方針を検討しているところでございますので、国の指針に関わらず設置につきましては引き続き検討をしまいたいと考えております。その中で、ここで記載しているコーディネーターとの連携も含めて一緒に考えていきたいところでございます。以上でございます。

(浅野委員) 各自治体の様子を見ますと、やはり養成研修を受けているものをコーディネーターとして一覧表に載せている自治体があるのも確かです。ですが、例えば横浜のように本当に各区に一人しっかり作って、拠点を作って、真の意味のコーディネーターとして働ける人を設置しているところもあるのは確かです。千葉と横浜はそういうことを行っていると思います。一方で、養成講習を受けた方を一覧表にして出している自治体もあります。その一覧表を市として出すつもりなのか、その人たちにしてみれば研修を受けただけであって、その役割を求められているという自覚がないかもしれませんので、改めて市として、そういう役割を任命することを伝えて、ホームページ上に載せるつもりなのか、その辺りも重要になってくると思いますので、どのようにお考えでしょうか。

(瀧課長補佐) 今ご意見ございましたけれども、国の方で医ケア児等コーディネーターの定義を明確にしていく中で、それも含めて今後の医療的ケア児等の協議会の中で検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(渡邊会長) よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

(川島委員) 6番(2)の相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保というところで、基幹相談支援センター以外での(3)の実施体制の確保というところは、国と県に表現を確認中という所なのですが、こちらに書いてあります主任相談支援専門員の資格のところでは相談支援専門員が目指すものとして、非常に目標になる資格となっています。ただ、こちらを目指すには要件がいろいろとありましてなかなか難しいなと思うところもあるのですが、こちらは2名の方がモチベーションを持ちながら取得されたというところでは、かなり評価できます。しかし、現状としましては相談支援専門員がここを目指すためのモチベーションを保つのに非常に厳しい状況になっています。こちらの資格取得者を増やすというところでは、具体的にそこへ持っていくためにどうするのかお考えがあれば教えていただきたいと思います。

(瀧課長補佐) 今ご意見がありましたように、相談員の方々が忙しいというのは重々承知しているところでございます。また、前回の自立支援協議会の中でもご意見をいただいているということでございますので、今後も相談員の方が働きやすい環境につきましては、引き続き検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(飯塚委員) 7の障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築に係る成果目標の考え方で、主に市の職員の研修の件や指導監査と書いてあるのですけ

れども、私の認識ですと指導監査は社会福祉法人で第一種社会福祉事業の施設に対して行われるものだと思っています。自立支援法になって、今は地域で小規模の事業所が運営できるようになって、医療法人や株式会社がやっているのですけれども、そちらに対しての事業の確認というのが実地指導で行われていると認識しています。質の向上を図るための取組に係るという部分では、実地指導という文言がないので、その辺りは施策をとおして実情を聞くなりすると思うので削除されているのか、静岡市としての内部実地指導を今後も含めたりとか、毎年の評価の方法であったりとか、やはり相談対応をしていると各事業所のクレームみたいなものを受け付けるのですけれども、そういったものはどういったところで解決を促す、していくことができるのか、とりあえず相談支援部会でもお話をしたいなと思っていたのですけれども、そういったところで、実地指導というのはここに関連をするのかどうかを教えていただきたいです。

(中里副主幹) 12 ページ③、事業所指導監査の適正実施と結果の共有、という所についてご質問をいただきました。実地指導という文言を消されたのかという問いですが、③の共有は中段に上記体制の具体という欄がありまして、厚労省の関係通知を踏まえ、実地指導、集団指導及び必要に応じて実施する監査を適正に実施する、ということで、言葉がこの指導監査という大きなくくりの中に実地指導・集団指導・監査と三つ入っています。違いは、おおむね3年に1回、2年に1回、先ほどおっしゃった第一種社会福祉事業の入所施設等に加えて第二種社会福祉事業である障がい福祉サービスや障がい児通所支援など、皆さんに御案内のと通りのサービス等が実地指導の対象になっておりまして、2年に1回とか1年に1回とか、ということが規定されています。監査とは何かというと、実地指導ということで、事業所を直接訪問して書類関係の検査をした時に、何か不正や疑いが掛かった時には、より強力な調査権限を有する監査に切り替えて指導します。監査の場合には体制を指導することもございますけれども、不正がある場合には改善命令や公表や指定の取り消し処分等の行政処分につながっていくということです。

(渡邊会長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

(市川委員) 先ほどの相談支援体制の所ですけれども、主任相談支援専門員という方は実際に計画を作る方でしょうか。相談員の方の指導というようなことではないですよね。

(川島委員) 併せ持っていると思います。そういった立場の人が研修要件に入っております。

(市川委員) そうしますと前回、相談員が静岡の場合は、一人に対して78名いるということで話していたのですけれども、この主任相談専門員の方を強化するというよりも、むしろ静岡の地域課題としては標準の39人でしたか、それに合わせるような目標設定というのを静岡市は考えていらっしゃるのでしょうか。

(渡邊会長) ご回答をお願いいたします。

(瀧課長補佐) 相談支援専門員、一人の方に掛かる負担が多いということは、前回の自立支援協議会でもご意見をいただいたところでございますので、課題として認識しております。引き続き検討していきたいと考えております。

(市川委員) 利用者数の方をしてみると相談利用の方が大体、者の方で200名くらい、児の

方で500名くらい増えているというようなことが書かれていたので、そうすると相談専門員の方はいっぱいになってしまって辞めて行ってしまう方が増えて少なくなってしまうことを不安視しているのですが、静岡市としても目標値というものを出していただきたいと思っています。以上です。

(渡邊会長) ご意見ありがとうございます。相談支援体制について劉委員は何かございますか。

(劉委員) 10ページからのことで、皆さんおっしゃっていたことなのですけれども、現状の整理において課題の認識というところが書いてありまして、これは委託相談のことだと思うのですけれども、相談員の不足と業務の多過と書いてあります。そもそも事業所の数が不足しているのではないかと、という課題が提起されている部分と書いてあるのですけれども、それに対する対応というか具体的に特に何も書いていないと思っています。現実には、私は委託として働く中で相談件数も増えていきますし、困難事例が増えているのも事実なので、何かしらの対策は立てていただきたいと思っていますところでもあります。そういったところについて回答をお願いいたします。

(瀧課長補佐) 課題に対して委託相談の方々が大変苦勞していることは承知しているところでございます。ここに書いてあります(2)のところがありますけれども、相談支援体制の強化という中で主任相談支援専門員の資格所持者を増やしていき、より高度な相談対応を行えるようにしようと考えております。委託相談支援事業の方についても人数等につきましても課題として、非常に苦勞しているところもありますので、引き続き検討して参りたいというふうに考えております。以上でございます。

(渡邊会長) それでは、いただいたご意見を踏まえて事務局の方で検討をしていただくというところでよろしいでしょうか。

(異議なしと声あり)

(渡邊会長) それでは事務局の方で検討を進めていただきますようお願いいたします。

④障がい者福祉サービス等の利用者数及びサービス量の見込みの考え方について(資料4)

(渡邊会長) ただいまの説明について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(飯塚委員) 以前もお願いをさせていただいたと思うのですが、3ページ(4)の福祉型短期入所と医療型短期入所について、こちらは障がい児の方と障がい者の方の総数を前回お聞きしたと思うのですが、児と者ですとやはり事業所の数自体が違ってくると思うので、よろしければ児と者を分けた算出の方が分かりやすいと思います。もし分かれば修正をご検討いただければと思います。以上です。

(渡邊会長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

(遠藤委員) 資料4ページの一番上の計画相談支援のところですが、先ほどから相談支援事業所の足りなさとか、相談支援専門員の足りなさをお話いただいてよくご理解いただいて大変ありがたいのですけれども、こうして実際に数字で上げられ

てきて、毎年かなり人数が増えてきているのは明らかですし、3年前の計画の時に私が言わせていただいたのですけれども、セルフを0にしますということで計画を立てていたと思います。見込みで成人が280名、児の方が400名、セルフが残るといって、これだけの人数が毎年増えていく中で、セルフプランの数が変わらないということは、毎年増えていく中で多少の自然減はあると思うのですけれども、全部がセルフではない形だと思っています。セルフも止む無しということであれば、セルフで十分対応できる方については、セルフでという考え方で、ある一定数はセルフで毎年カバーしきれない部分は増えていくという形になっていくのが自然で、それが実際には数字として出てくると思います。そこをできればもう少し実態を鑑みて、実際にこういうふうになるという推計で数字を見ていただけたらと思います。目標としてこういう形で示されると、こちらの方もセルフは増やせないのだなということで、この人数をどうやっていこうかという心配をしながら仕事をする形になります。是非そこを知っていただきたいことと、5ページの表で出てきましたが、新規整備が必要な事業所数・定員ということで相談事業所については、具体的に足りないから各年度でどうしていこうかという具体的なプランがなく、「忙しいのは理解しています、足りないのは理解しています」と言われ続けて5年以上経っています。こういう所で具体的に少しでも光を見せていただかないと、これから増やすということをずっとお願いしていますが、やはり5年、その前の法で義務化されていない3年を足す8年間、とくにまっさらなところから作り上げて、ずっと疲弊してきている相談支援専門員の皆様が、精神的にも肉体的にも大分参っているということをご理解いただいて、もう少し具体的に見せていただきたい、示していただきたいと思います。以上です。

(渡邊委員) ご意見ということでよろしいですか。

(遠藤委員) はい。

(市川委員) 今、遠藤委員がおっしゃられたように、相談支援専門員というものは大変なのだけれども、資料4に書いてあるように、サービスの利用を希望される方の希望どおりサービスを利用できるように、というふうに書かれているので、やはり相談支援専門員の所がないと、希望どおり利用できないのではないかと考えるので、是非この部分では相談支援事業所数と言うよりも相談員の数で明記していただくとありがたいなと思います。

(勝又委員) 先ほどから相談支援専門員さんのことなのですけれども、高齢の分野から見ても多分足りないのだろうなというのは分かります。今回、共生のまちづくり計画のところでも多機関連携ということがしっかりうたわれたので、この相談支援専門員というのは、先ほど川島委員の方からも主任相談支援専門員になるモチベーションも持ちにくいような厳しい状況にある、それから浅野委員の方からも医療的ケア児コーディネーターのところの本来の機能を、ただの研修修了者であってその機能を本来担えるような人材の配置になっているのか、というような投げかけがあったかと思いますが、そこの連携の要になってくるような方たちだと思いますので、是非なぜそこのところが増えて行かないのか、すごく苦しい状況になっているのか、市の方でも一度ご検討いただきたいです。連携をしたくても

する相手が手いっぱいではそれどころではないのだろうかと、普段の業務でも感じるのでは是非、そこに力を入れた見直しをしていただけると大変ありがたいです。以上です。

(渡邊会長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

(劉委員) (1) 訪問系サービスのところで数が増えていないので目立たないのですけれども、時間にして千数百時間増えているのですけれども、委託相談、計画相談両方見ながら思うのは、居宅のサービスの利用が非常に減ってきているという認識がありまして、これが右肩上がりに増えてきた時に人手が足りないことが懸念されます。訪問系のサービスに関してはかなり生活に密着しているところありますので、それが受けられないということになるとかなり困る人が多いのではないのかと思います。それについては推計が取りにくいかも知れませんが、市の方でこれに対しての対応は何か考えているのでしょうか、確認をしたくてお答え願います。

(渡邊会長) ご回答をお願いいたします。

(加納参事兼課長補佐) 障害者支援推進課では、生活介護に従事される方に対して、研修を受けた方に対して少額ではあるのですけれども、助成制度の方を行っている事業としてはございます。

(劉委員) 居宅に訪問されるヘルパーさんたちを増やすということについては、特に今のところ対策をすとか、課題として考えていらっしゃらないということによろしいですか。

(中里副主幹) 今、生活介護と申したのですけれども、生活介護ではなく、訪問ヘルパーさんが介護関係の研修を受講して、その後居宅介護に従事した場合には、研修費用の一部を助成するという制度があります。そういった形で人材を育成して、人手不足解消の一助となればと考えています。

(渡邊会長) よろしいでしょうか。サービスの見込量の部分について川島委員から何かございませんか。

(川島委員) 意見が同じになってしまいますが、5ページ(2)の新規整備が必要な事業所数・定員数に関しては相談というところで、具体的な数を示していただいて目標というのが市としてどのように考えているのか示していただけるとありがたいと思います。以上です。

(渡邊会長) ありがとうございます。発達支援・放課後等デイサービスに関しまして本杉委員から何かございますか。

(本杉委員) 通所支援のところに関係してくるのですけれども、成果目標(2)について意見、感想等を述べさせていただきます。生活介護施設・医療型児童発達支援施設について、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児、者の受け皿ということで、1事業所の整備を盛り込むという形で考えてくださって本当にありがたいと思います。現場からも、医療的ケアが必要であるということで、受け入れてもらえる施設が少ないという声が以前から聞こえてきています。資料3にも関係してくるのですけれども、今回の目標では重度心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施個所が8か所だったのでしたけれども、今度の目標では7か所になっています。次回は7か所になることについて、今ある相談機関等の施設で強化を

していくというお話があったのですけれども、強化というのは、例えば受け入れ人数を増やすであるとか、その施設の人の配置を増やすであるとか、具体的にどうすることで強化をしていくかという辺りも聞かせていただけたらありがたいと思います。

(渡邊会長) ご回答をお願いいたします。

(安倍主任主事) まず、いこいの家での受け入れに関しましては、平成31年度4月に市内の2か所目の児童発達支援センターもが開所致しまして、その中で公設の施設として、より重度の方を優先的に受け入れていくという方針を確認させていただいたところですので、そういったところを指定管理者等と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。また、それ以外の部分に関しましては、先ほど医療型児童発達支援センターのことについて触れていただきましたけれども、例えば通常の児童発達支援事業所で重症心身障がい児を受け入れていただくような施設ですと、定員5名程度が想定されるかと思っておりますけれども、センターの整備を想定しますと、一事業所当たりの定員数に関しては増加してくるかと思っておりますので、そういったところで十分な定員を確保できるような体制を検討していけたらと考えております。

(渡邊会長) ありがとうございます。ほかにご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(池田委員) この自立支援協議会の議論の内容は計画相談がないということに尽きると思うのです。現在も静岡県の相談支援員の研修ですか、サービス管理責任者の研修が今日現在も行われているかと思っております。これから大学の学生さんの就職のための実習も始まる時期になるかと思っておりますが、その中で各実習先でも自立支援協議会の目的等の説明は学生さんに行われるかと思っております。やはり計画相談員を増やすべきだという話し合いは、この数年協議会委員からの総意だというふうに考えて聞いていまして、今日の質問も各サービスに対しての意見というの、計画がないからというところに至るような話だと思って聞いております。もう数年、毎回この話が出る中で具体的な施策、具体的な増やすという目標についての部分を議題に挙げてばかりいる状況ですが、これはもはやどうしようもないことなのでしょうか。議長の意見をいただけないでしょうか。

(渡邊会長) 私も、数年この自立支援協議会で担当させていただいて皆様のご意見をお伺いしている中で、かなり相談支援専門員の方が激務、疲弊されている、そして、人数的には非常に不足している、また、ある施設は一人の相談支援専門員さんが200件くらい抱えているとか、そのようなお話も聞いておまして、これはやはり具体的に何とかしなければ本当に立ち行かなくなってしまうと思います。相談支援専門員が入り口になる、サービスに繋げていくという非常に重要な役割であるにも関わらず、日々目の前に迫っている業務を捌くだけで終わってしまうという内容を聞いております。是非計画相談支援専門員等が確実に増えるような、インセンティブを働かせて具体的に増やすという形で計画を進めていただくといいというのが私の意見でございます。

(渡邊会長) 最後に全体を通して何か委員の皆さまからご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

(市川委員) 今回の資料の方ですが、1週間前ぐらいに送付いただけるとありがたいと思うので、よろしくお願いいたします。

(渡邊会長) 以上で、本日予定しております内容は終了となります。委員の皆さんにおかれましては、円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございます。これにて、進行を事務局にお返しします。

次第4 閉 会